

災害により被害を受けた方・世帯への減免制度

火災や風水害などで被害を受けた方、世帯に対し、市が取り扱う税や保険料などの減免が適用される場合があります。

以下をご参照のうえ、詳しくは、裏面に記載の各窓口にお問い合わせください。

*申請にあたっては、り災証明書が必要となります。(コピー可)

[令和7年4月作成]

| 件名 | 内 容 | 受付窓口 | 所管課 |
|-------------------------------|--|---|--------------------------|
| 市県民税 固定資産税 都市計画税 の減免 | <p>〔対象となる方〕※浸水の場合、床上浸水が対象の被害に想定されます。</p> <p>①市・県民税：火災、風水害等により、所有の住宅・家財の被害金額(保険金、損害賠償金等で補てんされる金額を除く)がその価格の3割以上で、前年の合計所得金額が1千万円以下である方</p> <p>②固定資産税・都市計画税：火災、風水害等により、流出等の被害面積が当該土地の面積の2割以上、及び家屋・償却資産に被害を受け修理又は取替を必要とする場合で当該家屋等の価格の2割以上の価値を減じたとき</p> <p>〔減免される税額〕</p> <p>①市・県民税：り災日以後の納期分について、前年の合計所得金額及び損害割合に応じて1/8から全額の範囲で減免</p> <p>②固定資産税・都市計画税：り災日以後の納期分について、損害割合に応じて4割から10割の範囲で減免(被害のあった物件に限る)</p> | ◆各区市税事務所 (償却資産について は、課税管理課 償 却資産係) | 課税管理課 |
| 国民健康保険料 の減免 | <p>〔対象となる世帯〕</p> <p>火災、風水害等により、所有、かつ居住している住宅(店舗や勤務先は対象外)及び家財(借家の家財を含む)の被害金額がその価格の3割以上に相当する額の損害を被った方の属する世帯(同居する親族の世帯を含む)。</p> <p>〔減免される保険料〕</p> <p>当該災害の日の属する年度の保険料の半額について、前年の総所得金額等及び損害割合に応じて6割から10割の範囲で減免。</p> | ◆各区役所 市民保険年金課 ◆各支所 総務民生課 | 国保年金課 |
| 国民年金保険料 の免除・猶予 | <p>〔対象となる世帯〕</p> <p>1. 火災、風水害等により、住宅・家財等の被害金額(保険金、損害賠償金等で補充された金額を除く)がその価格のおおむね2分の1以上に相当するとき。</p> <p>2. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条の規定に基づく「被害農林漁業者等」の認定を受けたとき。</p> <p>〔免除される期間〕</p> <p>災害が発生した月の前月分以降で必要と認める期間。納付済みの期間は対象外。</p> | ◆各区役所 市民保険年金課 ◆各支所 総務民生課 ◆各地域センター ◆各市民サービスセンター | 医療助成課 |
| 後期高齢者 医療保険料 の減免 | <p>〔対象となる世帯〕</p> <p>火災、風水害等により、住宅・家財等の被害金額がその価格の3割以上に相当する方</p> <p>〔減免される保険料〕</p> <p>災害発生日以後に納期限等が到来する納付されていない当該年度の保険料について、前年の所得や損害割合に応じて減免</p> | ◆医療助成課 | 医療助成課 |
| 介護保険料 の減免 | <p>〔対象となる方〕</p> <p>火災、風水害等により、現に居住する住宅・家財又はその他の財産の損害割合が3割以上に相当する人</p> <p>〔減免される保険料〕</p> <p>当該事由の発生した月以降の保険料6か月分について、損害割合に応じて減額</p> | ◆介護保険課 ◆各福祉事務所 ◆各区役所 市民保険年金課 ◆各支所 総務民生課 | 介護保険課 |
| 介護サービス費 の減免 | <p>〔対象となる方〕</p> <p>保険料の減免を受けた方で、居宅介護サービス等を利用されている人</p> <p>〔減免される介護サービス費〕</p> <p>当該事由の発生した月から6か月間の介護サービス費が損害割合に応じて減額</p> | ◆介護保険課 ◆各福祉事務所 ◆各区役所 市民保険年金課 ◆各支所 総務民生課 | |
| 保育施設の利用 者負担額等の減 免 | <p>〔対象世帯〕</p> <p>火災、風水害等により家屋等に損害を受けた世帯</p> <p>〔減免される負担額〕</p> <p>被災された月から6か月分の利用者負担額等を損害割合に応じて減額</p> | ◆就園管理課 ◆各福祉事務所 ◆各支所 総務民生課 | 就園管理課 |
| 水道料金・下水 道使用料の減免 | <p>〔対象となる世帯〕</p> <p>震災、風水害、火災その他これらに類する災害により損害を受けた世帯</p> <p>〔減免される水量〕</p> <p>災害発生日の属する期の使用水量が、前年同期の使用水量に比べ増加している水量</p> | ◆水道局 電話受付センター | 水道局 お客様センター 下水道営業課 |

○り災証明書の発行について

- ・風水害の場合は、各区役所市民保険年金課、各支所総務民生課が発行します。(現地調査を行います。)
- ・火災の場合は、各消防署が発行します。

お問い合わせ先一覧表

◇減免についてのお問い合わせ先

[令和7年4月作成]

| 件名 | 担当(受付)窓口 | 直通電話番号 |
|----------------------|--------------------|----------------------|
| 市県民税 | 北区市税事務所(市民税担当) | (086)803-1176-1177 ※ |
| | 中区市税事務所(市民税担当) | (086)901-1609 ※ |
| | 東区市税事務所(市民税担当) | (086)944-5011 ※ |
| | 南区市税事務所(市民税担当) | (086)902-3511 ※ |
| | 課税管理課(市民税企画係) | (086)803-1167 ※ |
| 固定資産税 都市計画税 | 北区市税事務所(資産税担当) | (086)803-1179-1180 ※ |
| | 中区市税事務所(資産税担当) | (086)901-1611 ※ |
| | 東区市税事務所(資産税担当) | (086)944-5014 ※ |
| | 南区市税事務所(資産税担当) | (086)902-3513 ※ |
| | 課税管理課(償却資産係) | (086)803-1181 ※ |
| 国民健康保険料及び 国民年金保険料 | 北区役所市民保険年金課(国保年金係) | (086)803-1130 ※ |
| | 中区役所市民保険年金課(国保年金係) | (086)901-1617 ※ |
| | 東区役所市民保険年金課(国保年金係) | (086)944-5022 ※ |
| | 南区役所市民保険年金課(国保年金係) | (086)902-3517 ※ |
| 後期高齢者医療保険料 | 医療助成課(長寿医療係) | (086)803-1217 ※ |
| 介護保険料 | 介護保険課(保険料係) | (086)803-1242 ※ |
| 介護サービス費 | 介護保険課(資格給付係) | (086)803-1241 ※ |
| 保育施設の 利用者負担額 | 就園管理課 | (086)803-1432 ※ |
| | 北区中央福祉事務所 | (086)803-1209 ※ |
| | 北区北福祉事務所 | (086)251-6530 |
| | 中区福祉事務所 | (086)901-1231 |
| | 東区福祉事務所 | (086)944-1822 |
| | 南区西福祉事務所 | (086)281-9620 |
| | 南区南福祉事務所 | (086)230-0321 |
| 水道料金 | 水道局電話受付センター | (086)234-5959 |
| 下水道使用料 | 下水道営業課 | (086)803-1485 ※ |
| 各支所 | 御津支所総務民生課 | (086)724-1111 |
| | 建部支所総務民生課 | (086)722-1112 |
| | 瀬戸支所総務民生課 | (086)952-1112 |
| | 灘崎支所総務民生課 | (086)363-5201 |

◇り災証明についてのお問い合わせ先

| 件名 | 担当(受付)窓口 | 直通電話番号 |
|---------------------|---------------------------|-----------------|
| り災証明書の発行 (風水害など) | 北区役所市民保険年金課(福祉総務係) | (086)803-1118 ※ |
| | 中区役所市民保険年金課(福祉総務係) | (086)901-1615 ※ |
| | 東区役所市民保険年金課(福祉総務係) | (086)944-5017 ※ |
| | 南区役所市民保険年金課(福祉総務係) | (086)902-3515 ※ |
| | *各支所総務民生課の番号は、上欄をご確認ください。 | |
| り災証明書の発行 (火災) | 北消防署 | (086)226-1119 |
| | 西消防署 | (086)256-1119 |
| | 中消防署 | (086)275-1119 |
| | 東消防署 | (086)942-9119 |
| | 南消防署 | (086)262-0119 |

※の表示をしてある窓口へは、市役所代表電話からおつなぎすることができます。

| | | |
|------|-------------|---------------|
| 代表電話 | 岡山市役所(電話交換) | (086)803-1000 |
|------|-------------|---------------|